

職員の懲戒処分について

埼玉県立病院機構では、非常勤職員就業規程に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

1 事件の概要

当該職員は、令和 7 年 1 月 3 1 日（金）から令和 8 年 7 月 6 日（月）にかけて、小児医療センター女子更衣室内において、他職員のロッカーを開けて合計約 5 万円を窃取した。

このうち、非違行為の態様等を個別に特定できたものとして、令和 8 年 1 月 2 2 日（木）及び令和 8 年 7 月 6 日（月）には、事前に購入した複製鍵を使用して他職員のロッカーを開けて現金を窃取し、令和 7 年 1 月 3 1 日（金）には、他職員のロッカーを開けて財布を手に取り開けて見た。

2 懲戒処分の内容

対象職員 小児医療センター 非常勤職員 女性（50 歳）

処分内容 解雇

処分年月日 令和 8 年 8 月 2 8 日（金）

（担当）

本部人事労務担当 寺崎・荻原

連絡先 048-748-3239